

## 只木ゼミ夏合宿第1問検察反対尋問レジюме

文責:1班

- 5 1. 弁護側は、共犯の処罰根拠の通説である因果的共犯論が共同正犯には妥当しないと考えるか
2. 弁護側は共犯の処罰根拠についてどう捉えているか。
3. 弁護側は、弁護レジюме1頁17行目において、「意思の連絡」が欠ければそれ以後は解消者の行為はもはや全体の行為としては評価できない、とするが、これは検察側が採用するA説でいう心理的因果性よりも限定されたものと捉えているのか。
- 10 4. 物理的因果性だけが残った事例においても離脱を認める根拠を何処に求めているのか。

以上